

## 固定資産税及び都市計画税の減免措置等に関する意見書

サブプライムショックによる急激な景気の落ち込み、加えて、原料価格の高騰や金融情勢の悪化などにより、小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

こうした中、東京都が昭和63年度から実施している小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1に軽減する措置は、既に制度として定着しています。

また、平成14年度から実施の小規模非住宅用地に対する固定資産税等を2割減免する措置は、事業の継続や経営健全化への大きな力添えとなっています。

さらに、平成17年度から実施の固定資産税等の負担水準が65%を超える23区内の商業地等について、65%の水準まで税額を減額する措置は、多くの事業者に適用されています。

これらの措置は、税負担の緩和を図り、事業継続への支援に大きな成果を上げています。

東京都がこれらの減免及び軽減措置を廃止すると、小規模事業者に与える経済的・心理的影響は極めて大きく、景気に与える影響も強く危惧されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、下記の事項を平成21年度以降も継続するよう強く要望します。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を行うこと。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置を行うこと。
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月4日

江戸川区議会議長 田 島 進

東京都知事 あて